

児童扶養手当等の受給資格確認に係る 民生委員等の証明事務の見直しについて

8

こどもまんなか
こども家庭庁

重点13：児童扶養手当等の受給資格確認に係る
民生委員等の証明事務の見直し（こども家庭庁）

児童扶養手当

令和5年度当初予算 1,486億円 (1,618億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要・スキーム

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和5年4月～）>

- ⑥ 月額
加算額（児童2人目）
（児童3人目以降1人につき）

・全部支給：44,140円	・一部支給：44,130円～10,410円
・全部支給：10,420円	・一部支給：10,410円～5,210円
・全部支給：6,250円	・一部支給：6,240円～3,130円

<所得制限限度額（収入ベース）> ※前年の所得に基づき算定

- 全部支給（2人世帯）：160万円
一部支給（2人世帯）：365万円

<支給期月>

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 854,540人（母：808,658人、父：42,153人、養育者：3,729人） ※令和4年3月末現在

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

別冊 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領（抜粋）

第一 児童扶養手当関係書類

1 認定請求書の審査

児童扶養手当法施行規則（以下「規則」という。）第一条の規定により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に、児童扶養手当認定請求書（以下「認定請求書」という。）が提出された場合には、次の要領により審査を行うものとする。

(1) (略)

○ (2) 認定請求書に次の書類が添付されているかどうかを審査すること（規則第1条）。

ア (略)

イ 受給資格者が父である場合において、対象児童と一時的に同居しないでこれを監護し、かつ、生計を同じくしているときは、その事実を明らかにすることができる書類
この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、**民生委員、児童委員等**の証明書であること。

ウ 受給資格者が母である場合において、対象児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、**民生委員、児童委員等**の証明書であること。

エ 受給資格者が養育者である場合には、対象児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び民生委員、児童委員等の証明書であること。

オ 対象児童の父母が婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情であった場合であって、事実上の婚姻関係を解消したときは、その事実を明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、「事実婚解消等調書」、本人の申立書、住民票の写し及び民生委員、児童委員等の証明書であること。

ㄥ カ～ク (略)

(3) 認定請求書には、所得の状況を記載することとなつているので所得に関する次の書類が添付されているかどうかを審査すること（規則第一条）。

ア～ウ (略)

エ 受給資格者が前年の一二月三一日においてその者の法第九条に規定する扶養親族等でない法第三条第一項に規定する児童の生計を維持したときは、次に掲げる書類等

(ア) 受給資格者が前年（一月から三月までの間に認定請求があつた場合は前々年）の一二月三一日において児童の 生計を維持したことを明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び民生委員、児童委員等の証明書であること。

児童扶養手当等の受給資格確認に係る 民生委員等の証明事務の見直しについて

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省社会・援護局

重点13: 児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し(厚生労働省)

特別児童扶養手当の概要

1 目的

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。

2 概要

<対象者>

1級：障害基礎年金の1級に相当する障害を有する児童

(両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの、両上肢の機能に著しい障害を有するもの、精神の障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの、など)

2級：障害基礎年金の2級に相当する障害を有する児童

(両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの、両耳の聴力レベルが90デジベル以上のもの、一上肢の機能に著しい障害を有するもの、精神の障害であって日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、など)

<支給要件>

㉓ 20歳未満の上記障害児を監護等する父母(又は養育者)に支給

<給付月額(令和5年度)>

1級：53,700円 2級：35,760円

<所得制限(例示：年収)>

1. 本人(4人世帯) 7,707千円 2. 扶養義務者(6人世帯) 9,438千円

<支払月(定時払い)>

4月、8月、11月若しくは12月(年3回) この他に、必要に応じて随時払いがある。

3 認定事務等

【認定事務】都道府県、指定都市(申請窓口は市町村)

【負担率】国10/10

【受給者数(令和3年度末)】278,236人(1級：96,038人 2級：182,198人)

【予算額(令和5年度)】1435.3億円

別冊 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領（抜粋）

第二 特別児童扶養手当関係書類

1 認定請求書の審査

特別児童扶養手当法施行規則（以下「規則」という。）第一条の規定より、市町村に、特別児童扶養手当認定請求書（以下「認定請求書」という。）が提出された場合には、次の要領によって審査を行うものとする。

(1) （略）

(2) 認定請求書に次の書類が添付されているかどうかを審査すること（規則第1条）。

ア、イ、ウ （略）

エ 受給資格者が父又は母である場合において、支給対象児童と同居しないでこれを監護するときは、その事実を明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舍の長、民生委員、児童委員等の証明書であること。

オ 受給資格者が養育者である場合には、支給対象児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が支給対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舍の長、民生委員、児童委員等の証明書であること。

2～4（略）

生活福祉資金貸付に係る民生委員調査書の廃止について

< 生活福祉資金貸付制度の沿革 >

昭和30年、国が民生委員による世帯更生運動の助長発展を図る形で、自立助長のための資金原資として「世帯更生資金貸付制度」を創設。この「世帯更生資金貸付制度」の拡充を進める中で、平成2年に名称を「生活福祉資金貸付制度」と変更し、現在に至るもの。

生活福祉資金貸付制度は、民生委員の活動に起源を有している。

< 現行制度 >

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とし、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付を実施。

民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、社会福祉協議会と緊密に連携し、本貸付事業の運営について積極的に協力するものとされている。本貸付事業に関する具体的な役割としては、

- ・都道府県社協及び市町村社協、福祉事務所等関係機関と連携した本制度の広報・周知活動
- ・本制度の利用に関する情報提供、助言
- ・都道府県社協及び市町村社協の要請に基づく、借入申込者及び借受人の属する世帯の調査及び生活実態の把握
- ・借受人及び借入申込者の自立更生に関する生活全般にわたる相談支援

等であり、借受人及び借入申込者の生活自立が図られるよう、民生委員の相談支援を通じたきめ細やかな対応を期待。

その中で、福祉資金等の一部借入の申込時に、民生委員調査書の作成を求めている。

< 対応 >

ご提案については、生活福祉資金貸付制度の沿革や理念及び目的、民生委員調査書が都道府県社協の貸付審査や借受人支援において果たす役割等()を踏まえ、民生委員や社会福祉協議会の意見等も聞きながら、負担軽減の方策等も含め、丁寧に検討。

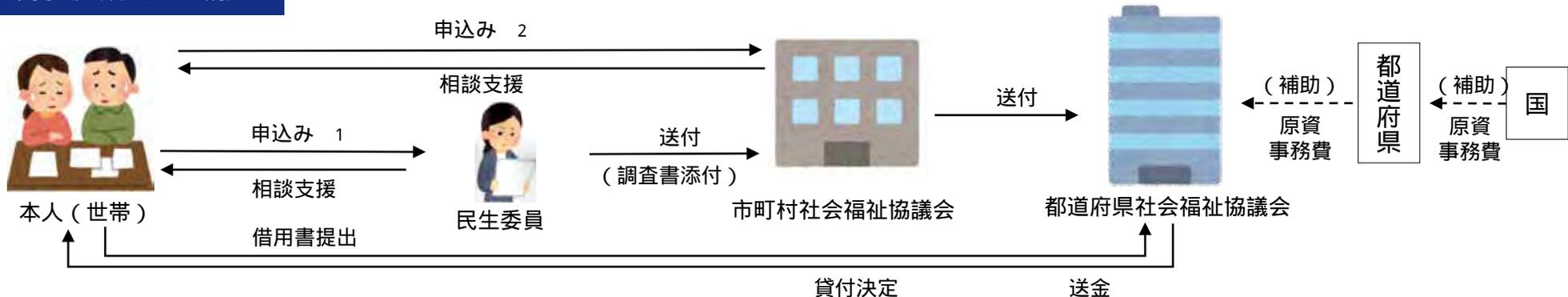
民生委員調査書は、都道府県社協における借入申込者の家庭の状況把握や貸付要否の検討に用いられている。また、本調査書は、その作成過程において民生委員が地域で困りごとを抱えた世帯とつながるきっかけにもなっており、貸付が行われた後でも、民生委員は相談対応や見守りなどの支援を実施している。

参考：生活福祉資金貸付制度の概要

制度概要

創設年度	昭和30年度	実施主体	都道府県社会福祉協議会
目的	低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。		
貸付対象	(低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当) (障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯 (高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯		
資金の種類	・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費) ・福祉資金(福祉費、緊急小口資金) ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費) ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)		
貸付金利子	・連帯保証人を立てた場合 無利子 ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%	注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子 注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(R5.4.3時点 年1.45%)のいずれか低い利率	

貸付手続きの流れ



1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み。自立更生に関する相談支援を実施

2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

3 総合支援資金及び緊急小口資金は、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意することが条件。

【根拠】道路交通法第45条第1項ただし書

車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。

ただし、(都道府県)公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りではない。

【基本的考え方】

- ・ 特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情と駐車規制の必要性とを比較衡量（駐車の日時、場所、用務等）
- 前者が後者を上回るときに許可を行う。

【審査要領等】

【申請時間・場所】

- ・ 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯・場所でないこと
- ・ 用務の目的を達成するために必要な時間内等

【用務等】

- ・ 当該車両以外の手段では目的を達成することが著しく困難
- ・ 路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能 等

具体的運用については、都道府県公安委員会規則等に規定

重点番号36：訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し(警察庁)



目的～近年、在宅での医療、介護のサービスが24時間態勢で実施されるなど、訪問診療等の社会的な重要性が増す中、訪問診療等に使用する車両の駐車許可事務に対する更なる簡素合理化を図るもの

対象～医師、歯科医師、助産師、看護師等が訪問診療等に使用する車両のほか、駐車許可制度の趣旨に照らし同様に取扱うべき車両 **介護サービスの社会的重要性に配慮**

検討事項	簡素合理化の検討内容
➡ ① 駐車日時の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ正確な日時特定が困難、緊急の訪問診療等への従事への留意 ・「医療機関の診療時間内（9時から17時までの間）」等の記載
② 駐車場所の特定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮 ・訪問先一覧表等の提出により駐車場所を特定し、「訪問先付近」として許可
③ 申請書類の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場所及び周辺の見取図作成の負担軽減（既存地図の利用等） ・訪問先を追加する場合、既存の訪問先一覧表等に追加する訪問先のみをの書面添付（新たな一覧表の提出を求めない。）等
④ 申請手続の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請の一括受理（複数警察署にまたがる申請を一の警察署での一括受理） ・緊急やむを得ない場合の迅速な対応を可とする環境整備

番号	支障事例	現状等(検討指示事項)
<p>支障事例</p> <p>駐車許可の申請に関する事務手続が負担</p> <p>16</p>	<p>原則、1回の駐車につき1件の申請が必要</p> <p>申請に当たり、多数の書類を用意しなければならない。</p> <p>新規申請がオンライン申請ができない。</p>	<p>1つの駐車許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化、柔軟化を図ることを検討するよう指示</p> <p>申請書類の簡素化について検討するよう指示</p> <p>オンライン申請は、「警察行政手続サイト」により試行的に定期的・反復継続して行うものを対象に受け付けている。 今後、より便利なシステムの構築を目指し、オンラインでの対応手続範囲の見直しを順次進める方針</p>
<p>支障事例</p> <p>予め日時を指定して申請することが困難</p>	<p>緊急対応時における不都合</p>	<p>緊急やむを得ない場合の駐車許可について、迅速に対応を可能とする環境整備を検討するよう指示</p>
<p>支障事例</p> <p>管轄内の警察署ごとに申請が必要</p>	<p>訪問先が複数警察署にまたがる場合、管轄署ごとの申請が必要</p> <p>警察署ごとの対応が異なるため、同一の書類で申請できると限らない。</p>	<p>複数警察署にまたがる申請を一の警察署で一括して行うことを検討するよう指示</p> <p>添付書類及び部数について、申請負担軽減の観点から必要最小限にすること、一括受理の場合、関係警察署間の連携を密にすることを検討するよう指示</p>